

意見書

本用紙を、都市計画法第16条第2項に基づく、地区計画等変更(原案)に対する意見書としてご利用いただく場合は、下記表の太枠の項目を必ず全てご記入ください。その他詳細は、補助54号線沿道地区街づくりニュース第7号の8ページをご覧ください。

対象	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画等の変更(原案)
氏名	
住所	
電話番号	
ご意見	

※ご記入いただいた内容は、地区計画等変更案作成以外の目的では使用いたしません。

※提出については、郵送・FAX・街づくり課窓口持参など、どの方法でも提出可能です。都市計画法第16条第2項に基づく、地区計画等変更(原案)に対する意見書として提出される場合は

令和4年1月31日(月)～2月21日(月) 受付け分までになりますのでご注意ください。

世田谷区烏山総合支所街づくり課 (担当 金子・佐々木・佐藤)

住所: 〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 TEL: 3326-9618 FAX: 3326-6159